

公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9851

日本仲裁人協会：研究講座のご案内（令和8年5月）

Japan Association of Arbitrators, Research Section: May 26 Meeting
~ The English Arbitration Act 2025 (Amendment to the Arbitration Act 1996) ~
(Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局（日弁連業務第二課）
TEL：03-3580-9870/FAX：03-3580-9851

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。Zoom リンク送付の都合上、令和8年5月25日（月）までに参加申込みをお願いいたします。

記

イギリス仲裁法の改正について
(会員対象行事)

日 時：令和8年5月26日（火）18:00～20:00

場 所：Zoom での開催

※以下のリンクからご登録いただいた方全員に、Zoom のリンクをお送りいたします。

※本研究講座は、Zoom のみで開催いたします。会場での開催はございませんので、ご注意ください。

報告者：杉浦保友先生（柏木総合法律事務所 顧問 イングランド弁護士 (Solicitor)）

内 容：イングランドの Arbitration Act 1996 の改正法（“改正法”）が2025年8月1日に施行された。ロンドンは、仲裁に必要な施設、人材、法的基盤や言語が整っており、従来から国際仲裁地として世界で最も高い人気を誇り、日本企業も昔からロンドンでの仲裁をよく利用している。当初、実務家からは改正する必要はないとの意見が多かったに関わらず、英国政府は見直しを決定したのは、2022年に本法成立25周年の節目を迎え、それまで一度も改正がなかったもので、時代の変化に合わせた見直しが必要と判断したものである。ライバルのシンガポールの台頭もあり、イングランドとしては、常に国際紛争解決分野でトップランナーであり続けるという関係者間の無言のコンセンサスが背中を押した。Law Commissionが見直しをしたが、根本的な改革ではない。しかし、仲裁合意の準拠法、仲裁人の独立と開示、Summary disposalの導入、仲裁人の責任免除等注目される改正項目もある。これらを整理して解説をしたい。

Zoom リンク送付の都合上、参加申し込みは、

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc7vmDGnbDLRAPZUrzGEVyCMpUFm_rOcbU2J817VopjcKtSrg/viewform?usp=sharing&oid=105404394113174719522

において令和 8 年 5 月 25 日（月）までにご登録をお願いします。上記サイトにご登録いただいたメールアドレス宛に Zoom リンクを送付いたします。

また、上記サイトへの登録にご支障がある場合には、FAX によるお申込みも可能です。FAX にてお申込みされる場合には、以下にご記載の上、日本仲裁人協会事務局宛に同日までにお送りください。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9851) 令和 8 年 5 月 26 日（火）の研究会に出席します。		
ご芳名：	ご所属等：	ウェビナーリンク送付用メールアドレス（読み間違いを起こさないよう誤りが生じやすい文字については読み仮名をご記載ください（「O」について「オー」、「0」について「ゼロ」等））。：

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報（氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX 番号・Email アドレス等）に変更のある方は、当会事務局（電話番号：03-3580-9870 FAX 番号：03-3580-9851 e-mail：jaa-info@nichibenren.or.jp）までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。